

「いしかわパープルリボンキャンペーン2025」の実施について

県では、DV（配偶者等からの暴力）や性暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを広く県民に周知し、暴力を許さないという意識を社会全体で醸成するため、11月を「いしかわパープルリボンキャンペーン」期間と位置付け、市町、各種団体と協力し、一斉に啓発活動を実施します。

1 パープルリボンツリーの設置

- (1) 期 間 11月1日（土）～30日（日）
(2) 場 所 県庁19階展望ロビー、石川県立図書館、石川県女性センター 等

2 県施設のライトアップ

期 間	11月1日（土）～5日（水）	11月1日（土）～3日（月）
場 所	石川県政記念しいのき迎賓館	金沢港
時 間	日没～22:00	日没～20:00

3 街頭キャンペーン（※）

日付	11月3日（月・祝）	
時間	11:00～12:00	14:00～15:00
場所	金沢駅兼六園口（東口）	香林坊アトリオ前
内容	啓発チラシ、啓発グッズの配布	
参加者	◎少子化対策監室 女性活躍・県民協働課、 子育て支援団体等各種団体	◎女性活躍・県民協働課 少子化対策監室、石川県警察、 石川県警マスコット（いぬわし君）、 石川県男女共同参画推進員 等

（※）…児童虐待防止のための「オレンジリボンキャンペーン」と合同で実施します。

4 女性等に対する暴力をなくすためのシンポジウム

- (1) 日 時 11月24日（月・振替休日）14:00～16:15
(2) 場 所 石川県女性センター 大会議室
(3) 内 容
①講 演 「デートDV被害の実態と私たちにできること」
講 師 柳谷 和美氏（おやこひろば桜梅桃李代表／心理カウンセラー）
②パネルディスカッション
「対等なパートナーシップを築くには～デートDVをなくすために～」

※ この他、市町・各種団体においてもパープルリボンツリーの設置やライトアップ、講演会などの各種取組が予定されています。

いしかわパープルリボンキャンペーン 石川県によるイベントのお知らせ

パープルリボンは「女性に対する暴力
をなくす運動」のシンボルマークです。

パープルリボンツリーの設置

【日時】11月1日(土)～30日(日)
【場所】石川県庁 19階 展望ロビー
石川県立図書館
石川県女性センター
石川県女性相談支援センター

ツリーのそばに置いてあるメッセージカードに、DVや性暴力等のない社会にむけたあなたのメッセージを記入し、ツリーに結びつけませんか。



パープルリボンツリー

県施設のパープルライトアップ

【日時】11月1日(土)～5日(水)
【場所】しいのき迎賓館 日没～22:00
【日時】11月1日(土)～3日(月・祝)
【場所】金沢港クルーズターミナル 日没～20:00



金沢港クルーズターミナル

街頭キャンペーンの開催

【日時】11月3日(月・祝) ①11:00～12:00 ②14:00～15:00
【場所】①金沢駅もてなしドーム ②香林坊アトリオ前
※児童虐待防止のための「オレンジリボンキャンペーン」と合同で実施します。

女性等に対する暴力をなくすためのシンポジウム

【日時】11月24日(月・振替休日) 14:00～16:15
【場所】石川県女性センター 2階 大会議室(金沢市三社町1-44)
【内容】基調講演

「デートDV被害の実態と私たちにできること」

〈講師〉柳谷 和美 氏(おやこひろば桜梅桃李代表/心理カウンセラー)



柳谷 和美 氏

パネルディスカッション

「対等なパートナーシップを築くには ～デートDVをなくすために～」

〈パネリスト〉 柳谷 和美 氏(おやこひろば桜梅桃李代表/心理カウンセラー)

神坂 光咲 氏(DVサバイバー/心理カウンセラー)

県内大学生(ふらっとマチナカ保健室ピアサポーター)

〈コーディネーター〉小林 涼子 氏(NPO法人ハッピーウーマンプロジェクト理事)

※このほか、市町・各種団体においてもパープルリボンツリーの設置や講演会など各種取組が予定されています。

いしかわパープルリボン キャンペーン 2025

11月1日(土)～30日(日)



暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、
決して許されるものではありません。

石川県ではDVや性暴力等を許さないという意識を社会全体で醸成するため、
11月を「いしかわパープルリボンキャンペーン」の期間と位置づけ、
市町や各種団体と協力し、一斉に啓発活動を実施します。

石 川 県

申し込み
問い合わせ

石川県女性活躍・県民協働課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

☎076-225-1376 ✉danjo@pref.ishikawa.lg.jp





DVや性暴力は犯罪となる行為をも含む 重大な人権侵害です



あなたは決して悪くありません ひとりで悩まないで相談を・・・



DVとは

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは配偶者やパートナーなど親密な関係にある人(またはあった人)から振るわれる暴力のことです。「殴る、蹴るだけが暴力」ではありません。「心を傷つけることも暴力」です。一例として次のように分けることができます。

身体的暴力

- ・殴る、蹴る
- ・刃物を突きつける
- ・物を投げつける
- ・髪をひっぱる
- ・タバコなどの火を押しつける
- ・首を絞める
- ・胸ぐらをつかむ
- ・階段から突き落とす など

精神的暴力

- ・「誰のおかげで食べられるんだ」と見下して言う
- ・何を言っても無視する
- ・行動等を制限する(外出、付き合い、仕事、持ち物)
- ・大切なものを壊す
- ・ペットを虐待する
- ・他人の前で侮辱する など

性的暴力

- ・見たくないのにアダルト動画や雑誌を見せる
- ・おどしや暴力で、性的行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要する
- ・子どもが産めないことを一方的に非難する など

経済的暴力

- ・必要な生活費を渡さない
- ・家計をきびしく管理する
- ・貯金を勝手に使う
- ・外で働くことを妨害する など

子どもを利用した暴力

- ・子どもに暴力を見せる
- ・子どもを虐待している場面を見せる
- ・子どもを取り上げる
- ・子どもに親を侮辱させる など

DVは通常、このような暴力が一つではなく複合して繰り返し継続的に行われます。

性暴力とは

同意のない・対等でない・強要された性的な行為はすべて性暴力です。たとえ相手がよく知っている人でも知らない人でも、どこで起こったとしても、あなたが望まない性的な行為は、あなたの人権と尊厳を傷つける暴力です。

被害にあったあとにこんなことはありませんか

被害のことを急に思い出してパニックになる、気持ちが落ち込む、不意に涙が出る、何も感じない、考えられない、眠れない、食欲がない、自分を責めてしまう・・・

※他にも様々な反応があります。

※これらは被害を受けた多くの人が経験するものであり、誰にでも起こりうることです。

被害者への影響

DVが被害者に及ぼす影響は多種多様です。身体的暴力による外傷は言うに及びませんが、ストレスや後遺症により日常生活に支障をきたすことも少なくありません。いつ暴力を振るわれるか分からない状況の中で不安な日々を送っているうち、絶望感や無力感のため、自信を喪失させられ、その結果、社会的に孤立してしまう例も報告されています。

子どもへの影響

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの前でDVが行われることは、子どもに心理的外傷を与え、その子どもに対する児童虐待にあたるとされています。

DVは、被害者やその家庭の子どもに対して、大変深刻な影響を及ぼすものであることを、私たちはしっかりと認識しなければなりません。

児童虐待かもと思ったら
いち早く
☎189番へ
お近くの児童相談所につながります。(通話料無料)

相談機関 秘密厳守／相談無料

DVについてのご相談は ☎#8008にお電話ください。
石川県内からは、石川県配偶者暴力相談支援センターにつながります。

配偶者暴力相談支援センター

石川県配偶者暴力相談支援センター

〈電話相談〉 ☎076-221-8740 月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始除く)
土日祝・年末年始 9:00～16:00

〈面接予約〉 ☎076-223-8655 月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始除く)

金沢市女性相談支援室

(金沢市にお住まいの方のみ)

☎076-220-2554

月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始除く)

特別相談(弁護士・臨床心理士等)は予約制

緊急の場合

警察(緊急電話) ☎110

相談機関 秘密厳守／相談無料

性暴力被害についてのご相談は ☎#8891にお電話ください。
石川県内からは、パープルサポートいしかわにつながります。

いしかわ性暴力被害者支援センター(パープルサポートいしかわ)

☎076-223-8955 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

※ただし、緊急医療などの緊急を要するご相談は24時間365日対応しています

電話や面談、メールで相談をお受けするほか、カウンセリングや警察への付き添い、医療や法律相談など、必要な支援を相談員がコーディネートします。